

平成23年中の懲戒処分者数について

1 懲戒処分状況

懲戒処分者数は367人(-18人(前年比。以下同じ。))であり、免職、減給及び戒告の処分者数が減少し、停職の処分者数は増加。

行為責任による処分者のうち、業務上は106人(-27人)、私行上は241人(+24人)。

(単位：人)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
23年	45	83	123(1)	116(19)	367(20)
22年	48	70	136(10)	131(25)	385(35)
21年	40	48	82(7)	72(10)	242(17)
20年	29	45	103(1)	75(4)	252(5)
19年	41	39	110(5)	113(13)	303(18)
18年	31	68	139(3)	123(20)	361(23)
17年	40	52	113(1)	136(14)	341(15)
16年	36	70	242(2)	140(8)	488(10)
15年	35	87	176(6)	134(12)	432(18)
14年	59	79	229(16)	201(22)	568(38)
13年	38	79	173(6)	196(35)	486(41)
12年	57	75	185(32)	208(52)	546(84)

全警察職員を対象にしたもの。

( )内は監督責任による処分者数を内数で示す。

12年の合計欄数値は、諭旨免職(同年6月14日以降運用を停止)の21人を加えたもの。

2 事由別処分者数

(単位：人)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
勤務規律違反等			12	14	26
業務不適切		5	15	11	31
警察手帳・貸与品紛失等			1	1	2
公金・公文書紛失及び公文書偽造等	1	6	10	4	21
職権濫用・収賄供応	3	2		1	6
暴行等		3	11	5	19
窃盗詐欺横領等	16	35	26	1	78
交通事故違反	13	6	6	28	53
飲酒上信用失墜・異性関係	1	11	21	26	59
特別法犯等	11	15	20	6	52
監督責任			1	19	20
計	45	83	123	116	367

全警察職員を対象にしたもの。